



栃木県公報

平成 18 年
4 月18日(火)
第1759号

目 次

告 示

○道路の位置指定..... 398

公 告

○平成18年度狩猟免許試験の実施..... 399

○平成18年度狩猟免許試験更新に係る適性検査及び講習の実施..... 401

選挙管理委員会

○不在者投票を行うことができる施設の名称の変更..... 404

○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は
政党等演説会の施設の指定..... 404

○公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は
政党等演説会の施設の名称等の変更..... 405

企 業 局

○栃木県民ゴルフ場の使用料の収納事務の委託..... 405

労働委員会

○あっせん員候補者の委嘱..... 405

告 示

栃木県告示第318号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成18年 4 月18日

栃木県知事 福田 富 一

整理 番号	道路の築造者住所氏名	道路の位置	道路の幅員 及び 延長	指定年月日	所管の土木 事 務 所
1	下都賀郡壬生町大字安塚 2058-18 柏倉一彦	下都賀郡壬生町 大字安塚字鹿島 原 2058-16、-17	幅員 4.00 m 延長 4.58 m	平成 18 年 3 月 9 日	栃 木 土 木 事 務 所
2	今市市大桑町 222 番地 3 松林英寿	今市市大桑町字 上間々 536 番 3 521 番地 2 の一部	幅員 4.06 ～ 6.13 m 延長 13.39 m	平成 17 年 6 月 22 日	日 光 土 木 事 務 所

3	今市市今市 1218 番地 6 小栗 賢	今市市今市字下 原 1218-17 の一部 1218-18	幅員 5.70 m 延長 25.63 m	平成 17 年 6 月 3 日	日 光 土 木 所 事 務 所
4	今市市平ヶ崎 74 有限会社 三栄産業 代表取締役 佐藤平	今市市木和田島 字 中野 3037-1 の 一部 3037-10	幅員 6.00 m 延長 103.12 m	平成 17 年 10 月 31 日	日 光 土 木 所 事 務 所
5	今市市本町 20 番地 10 有限会社アシスト 代表取締役 朴本則仁	今市市今市字下 原 1218 番 4	幅員 6.00 m 延長 32.62 m	平成 17 年 9 月 6 日	日 光 土 木 所 事 務 所
6	今市市土沢 1851 番 136 小栗まり子	今市市土沢字上 山 1619 番 1 の一 部	幅員 4.88 m 延長 22.58 m	平成 17 年 11 月 22 日	日 光 土 木 所 事 務 所
7	今市市平ヶ崎 130 有限会社 斎藤木材 代表取締役 斎藤勝	今市市今市字下 原 1245-1 の一部	幅員 6.00 m 延長 69.65 m	平成 18 年 2 月 17 日	日 光 土 木 所 事 務 所
8	真岡市熊倉町 3-19-14 池田建設株式会社 代表取締役 池田善一	益子町大字益子 3813-1	幅員 4.00 m 延長 61.70 m	平成 18 年 3 月 10 日	真 岡 土 木 所 事 務 所
9	宇都宮市中央 5 丁目 16 番 19 号 有限会社メリーハウジ ング (代) 澁谷貢	さくら市氏家字 美女木 1480 番 1、 1481 番、1484 番 の一部	幅員 4.00 m 6.00 m 延長 88.10 m	平成 18 年 3 月 16 日	矢 板 土 木 所 事 務 所
10	さくら市大字氏家 2544 有限会社ハウス・ネッ ト (代) 鈴木太一	さくら市大中字 北 270 番 2	幅員 6.00 m 延長 41.80 m	平成 18 年 3 月 16 日	矢 板 土 木 所 事 務 所

(建築課)

公 告

○平成18年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定に基づく平成18年度狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により公示する。

平成18年 4 月18日

栃木県知事 福 田 富 一

1 対象者

栃木県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、狩猟免許試験を受けることができない。

- (1) 20歳に満たない者
- (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(3)に該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

2 狩猟免許試験の日時及び場所

実 施 林務事務所	日 時	会 場	会 場 所 在 地
宇都宮	7 月 12 日（水）午前 9 時から	県河内庁舎 5 階大会議室	宇都宮市竹林町 1030-2
大田原	同 上	県那須庁舎第 1 会議室	大田原市中央 1-9-9
佐 野	同 上	県安蘇庁舎 5 階大会議室	佐野市堀米町 607
宇都宮	8 月 20 日（日）午前 9 時から	県河内庁舎 B 棟研修室	宇都宮市竹林町 1030-2

3 試験の内容

狩猟免許の種別ごとに狩猟に関する適性、技能及び知識について行い、その内容は次のとおりである。
なお、技能試験は、適性及び知識試験に合格した者を対象とする。

試 験 科 目	内 容
適 性 試 験	1 視力についての適性試験 2 聴力についての適性試験 3 運動能力についての適性試験
技 能 試 験	1 猟具の判別（第一種、第二種銃猟免許を除く。） 2 猟具の取扱い 3 鳥獣の判別 4 距離の目測（網・わな猟免許を除く。）
知 識 試 験	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識についての筆記試験 2 猟具に関する知識についての筆記試験 3 鳥獣に関する知識についての筆記試験

4 受験申請手続

受験申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真 1 枚（申請日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けていない者については、1 の (2) から (4) までのいずれにも該当しない者であることを証明する医師の診断書
- 5 受験申請場所
- 申請者の住所地を管轄する林務事務所
- 6 受験申請期間
- 試験の実施日の14日前から7日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）
- 7 試験手数料
- 狩猟免許申請書に次の金額の栃木県収入証紙を貼付すること。
- (1) 申請に係る狩猟免許と異なる狩猟免許を現に受けている者・・・・・・・・・・4,000円
- (2) (1) 以外の者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5,300円
- 8 その他
- (1) 狩猟免許申請書の用紙は、社団法人栃木県猟友会各支部又は各林務事務所に請求すること。
- なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書（初心者用）請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を明記し、80円切手を貼付したもの）を同封すること。
- (2) この試験についての問い合わせは、栃木県林務部自然環境課、各林務事務所、社団法人栃木県猟友会及び猟友会各支部に行うこと。

○平成18年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定に基づく平成18年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公示する。

平成18年 4 月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 対象者
- (1) 栃木県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成18年 9 月14日をもって満了する者
- (2) 栃木県内に住所を有し、種類及び有効期間が満了する日の異なる複数の狩猟免許を受けている者は、当該狩猟免許のうちいずれかの有効期間が平成18年 9 月14日をもって満了する場合は、満了する狩猟免許以外の狩猟免許も更新することができる。
- 2 適性検査及び講習の日時及び場所

実 施 林務事務所	日 時	会 場	会 場 所 在 地
宇 都 宮	5 月 10 日（水）午前 9 時から	県河内庁舎 5 階大会議室	宇都宮市竹林町 1030-2
同 上	5 月 17 日（水）午前 9 時から	県河内庁舎 5 階大会議室	宇都宮市竹林町 1030-2
同 上	5 月 24 日（水）午前 9 時から	県河内庁舎 5 階大会議室	宇都宮市竹林町 1030-2
同 上	5 月 31 日（水）午前 9 時から	県河内庁舎 5 階大会議室	宇都宮市竹林町 1030-2
同 上	6 月 7 日（水）午前 9 時から	県河内庁舎 5 階大会議室	宇都宮市竹林町 1030-2
同 上	6 月 14 日（水）午前 9 時から	県河内庁舎 5 階大会議室	宇都宮市竹林町 1030-2

同 上	6 月 21 日 (水) 午前 9 時から	真岡市青年女性会館 2 階 ホール	真岡市田町 1344
同 上	6 月 28 日 (水) 午前 9 時から	真岡市青年女性会館 2 階 ホール	真岡市田町 1344
同 上	7 月 5 日 (水) 午前 9 時から	茂木町民センター 3 階 301 会議室	茂木町茂木 151
同 上	9 月 3 日 (日) 午前 9 時から	県河内庁舎 B 棟研修室	宇都宮市竹林町 1030-2
鹿 沼	6 月 23 日 (金) 午前 9 時から	鹿沼市農村環境改善セン ター	鹿沼市口栗野 1780
同 上	6 月 28 日 (水) 午前 9 時から	鹿沼市民文化センター	鹿沼市坂田山 2-170
同 上	6 月 29 日 (木) 午前 9 時から	鹿沼市民文化センター	鹿沼市坂田山 2-170
同 上	6 月 30 日 (金) 午前 9 時から	鹿沼市民文化センター	鹿沼市坂田山 2-170
今 市	6 月 6 日 (火) 午前 9 時から	日光市中央公民館中ホール	日光市平ヶ崎 160
同 上	6 月 8 日 (木) 午前 9 時から	日光市中央公民館中ホール	日光市平ヶ崎 160
同 上	6 月 9 日 (金) 午前 9 時から	日光市中央公民館中ホール	日光市平ヶ崎 160
同 上	6 月 14 日 (水) 午前 9 時から	日光市中央公民館中ホール	日光市平ヶ崎 160
同 上	6 月 16 日 (金) 午前 9 時から	日光市中央公民館中ホール	日光市平ヶ崎 160
矢 板	6 月 14 日 (水) 午前 9 時から	県塩谷庁舎 401・402 会議室	矢板市鹿島町 20-22
同 上	6 月 15 日 (木) 午前 9 時から	県塩谷庁舎 401・402 会議室	矢板市鹿島町 20-22
同 上	6 月 21 日 (水) 午前 9 時から	県塩谷庁舎 401・402 会議室	矢板市鹿島町 20-22
同 上	6 月 22 日 (木) 午前 9 時から	県塩谷庁舎 401・402 会議室	矢板市鹿島町 20-22
大 田 原	5 月 16 日 (火) 午前 9 時から	大田原市ふれあいの丘シャ トーエスポワール研修室	大田原市福原 1411-22
同 上	5 月 30 日 (火) 午前 9 時から	那須塩原市ハロープラザ会 議室	那須塩原市関谷 1266-4
同 上	6 月 1 日 (木) 午前 9 時から	大田原市山村開発センター 大会議室	大田原市前田 1014
同 上	6 月 8 日 (木) 午前 9 時から	那須塩原市厚崎公民館大研 修室	那須塩原市上厚崎 500-1
同 上	6 月 13 日 (火) 午前 9 時から	大田原市ふれあいの丘シャ トーエスポワール研修室	大田原市福原 1411-22
同 上	6 月 20 日 (火) 午前 9 時から	那須塩原市厚崎公民館大研 修室	那須塩原市上厚崎 500-1
同 上	6 月 29 日 (木) 午前 9 時から	那須町文化センター小ホー ル	那須町寺子乙 2567-10
同 上	7 月 6 日 (木) 午前 9 時から	那須町文化センター小ホー ル	那須町寺子乙 2567-10

鳥 山	6 月 13 日（火） 午前 9 時から	県南那須庁舎第 3 別館 201 会議室	那須烏山市中央 1-6-92
同 上	6 月 14 日（水） 午前 9 時から	県南那須庁舎第 3 別館 201 会議室	那須烏山市中央 1-6-92
同 上	6 月 15 日（木） 午前 9 時から	県南那須庁舎第 3 別館 201 会議室	那須烏山市中央 1-6-92
佐 野	5 月 23 日（火） 午前 9 時から	県小山庁舎大会議室	小山市犬塚 3-1-1
同 上	5 月 24 日（水） 午前 9 時から	県小山庁舎大会議室	小山市犬塚 3-1-1
同 上	6 月 1 日（木） 午前 9 時から	県小山庁舎大会議室	小山市犬塚 3-1-1
同 上	6 月 7 日（水） 午前 9 時から	ニッコー栃木総合射撃場	栃木市尻内町吉原金剛寺 1856-5
同 上	6 月 14 日（水） 午前 9 時から	藤岡町遊水池会館	藤岡町藤岡 1778
同 上	6 月 15 日（木） 午前 9 時から	ニッコー栃木総合射撃場	栃木市尻内町吉原金剛寺 1856-5
同 上	6 月 16 日（金） 午前 9 時から	ニッコー栃木総合射撃場	栃木市尻内町吉原金剛寺 1856-5
同 上	6 月 22 日（木） 午前 9 時から	ニッコー栃木総合射撃場	栃木市尻内町吉原金剛寺 1856-5
同 上	6 月 23 日（金） 午前 9 時から	ニッコー栃木総合射撃場	栃木市尻内町吉原金剛寺 1856-5
同 上	7 月 5 日（水） 午前 9 時から	県安蘇庁舎大会議室	佐野市堀米町 607
同 上	7 月 6 日（木） 午前 9 時から	県安蘇庁舎大会議室	佐野市堀米町 607
同 上	7 月 19 日（水） 午前 9 時から	県足利庁舎 401 大会議室	足利市伊勢町 4-19
同 上	7 月 20 日（木） 午前 9 時から	県足利庁舎 401 大会議室	足利市伊勢町 4-19
同 上	9 月 3 日（日） 午前 9 時から	県安蘇庁舎大会議室	佐野市堀米町 607

3 適性検査及び講習の内容

区 分	内 容
適 性 検 査	1 視力についての適性検査 2 聴力についての適性検査 3 運動能力についての適性検査
講 習	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱い

4 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 狩猟免許更新申請書
- (2) 写真 1 枚（申請日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6cm、横2.4cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

- (3) 住民票の写し
- (4) 銃の所持許可を現に受けていない者については、次のいずれかに該当する者でないことを証明する医師の診断書
ア 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
イ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イに該当する者を除く。）
- 5 狩猟免許更新申請場所
申請者の住所地を管轄する林務事務所
- 6 狩猟免許更新申請期間
適性検査及び講習の実施日の14日前から7日前まで（ただし、受付期間の最終日が週休日又は休日に当たるときは、その前日まで）
- 7 狩猟免許更新手数料
狩猟免許更新申請書に 2,900 円分の栃木県収入証紙を貼付すること。
- 8 その他
(1) 狩猟免許更新申請書の用紙は、社団法人栃木県猟友会各支部又は各林務事務所に請求すること。
なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を明記し、80円切手を貼付したもの）を同封すること。
(2) この適性検査及び講習についての問い合わせは、栃木県林務部自然環境課、各林務事務所、社団法人栃木県猟友会又は猟友会各支部に行うこと。
- (自然環境課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり名称の変更があったので告示する。

平成18年4月14日

栃木県選挙管理委員会委員長 楡 木 良 裕

施 設 の 名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人栃木県社会福祉事業団 栃木県 氏家清風園	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会 清風園	さくら市押上 1714

栃木県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設を指定した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 4 月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 楡 木 良 裕

選挙管理委員会名	指定した施設の名称	指定した施設の所在地
益子町選挙管理委員会	益子町総合営農指導拠点施設	芳賀郡益子町大字大沢 3535 番地

栃木県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設等について名称等に変更があった旨、次のとおり報告があったので、告示する。

平成18年 4 月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 楡 木 良 裕

選挙管理委員会名	施設の名称		施設の所在地
	変更前	変更後	
日光市選挙管理委員会	今市市農村環境改善センター	日光市農村環境改善センター	日光市大室 991 番地
	足尾町民センター	日光市足尾市民センター	日光市足尾町通洞 9 番 1 号

企 業 局

栃木県公営企業告示第 1 号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の 2 の規定により、平成18年 4 月 1 日付けで次のとおり栃木県民ゴルフ場の使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の 4 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 4 月18日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 委託事務の内容
栃木県民ゴルフ場管理及び使用料条例（平成 4 年栃木県条例第 7 号）第 6 条に規定する使用料の収納事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
(1) 主たる事務所の所在地
宇都宮市今泉新町180番地
(2) 名称
渡辺建設株式会社
- 3 委託期間
平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31日まで
- (経営企画課)

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会告示第 1 号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により、次の者をあっせん員候補者として委嘱したの

で、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により公示する。

平成18年 4 月18日

栃木県労働委員会会長 小 沼 洸一郎

氏 名	職 業	閲 歴	委 嘱
小 沼 洸一郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	昭和 61.10.16
杉 原 弘 修	宇都宮大学国際学部教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	宇都宮大学教養部教授	昭和 60. 7.18
斉 藤 朴 旦	栃木県労働委員会委員（公益委員）	宇都宮大学監事	平成 15. 7.16
白 井 裕 己	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	平成 11. 7.14
横 山 幸 子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	東京地方検察庁検事	平成 15. 7.16
伊 藤 大 右	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全国一般労働組合栃木地方本部委員長	平成 9. 7.14
宮 路 清	日本労働組合総連合会栃木県連合会副会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	J A M栃木執行委員長	平成 11. 7.14
伍 井 邦 夫	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長代行	平成 15. 7.16
柴 里 子	情報産業労働組合連合会栃木県協議会副議長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	N T T労働組合北関東総支部執行委員	平成 17. 7.19
板 橋 賢 二	日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	電機連合栃木地方協議会事務局長	平成 15. 7.16

笹 沼 収	北関東総合警備保障(株)取締役経理部長兼人事部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障(株)取締役	平成 17. 7.19
保 坂 正 之	関東交通(株)執行役員 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	関東自動車(株)取締役副社長	平成 15. 7.16
吉 澤 慎 太 郎	吉澤石灰工業(株)代表取締役社長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	吉澤石灰工業(株)副社長	平成 13. 7.16
片 柳 明 子	(株)八百半商店取締役副社長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	(株)八百半商店取締役副社長	平成 17. 7.19
石 塚 洋 史	(社) 栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	(株)足利銀行矢板支店長兼塩谷支店長	平成 17. 7.19
森 田 一 穂	日本労働組合総連合会栃木県連合会顧問	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	昭和 63.11. 2
村 島 英 夫	(社) 栃木県経営者協会常任顧問	(社) 栃木県経営者協会専務理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	昭和 63. 7. 7
渡 邊 佳 靖	(有)榛名監査役	GKNドライブライントルクテクノロジー(株)監査役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	平成 7. 7.12
富 山 典 子	作新学院大学女子短期大学部教授	作新学院幼稚園長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	平成 13. 7.16
黒 崎 日 出 雄	栃木県労働委員会事務局長	栃木県企画部次長兼企画調整課長	平成 17. 4. 6
萩 野 谷 肇	栃木県労働委員会事務局審査調整課長	栃木県自治研修所長	平成 16. 4. 8
山 中 晃	栃木県労働委員会事務局審査調整課長補佐	栃木県生活環境部国際交流課長補佐	平成 17. 4. 6

佐 藤 敏 夫	栃木県宇都宮労政事務所長	栃木県農政課主幹兼課長補佐	平成 18. 4. 6
太 田 洋	栃木県小山労政事務所長	栃木県足利図書館長	平成 18. 4. 6
梶 屋 明	栃木県大田原労政事務所長	栃木県土木部監理課主幹兼課長補佐	平成 16. 4. 8
青 木 範 夫	栃木県足利労政事務所長	栃木県教育委員会事務局文化財課主幹兼課長補佐	平成 18. 4. 6

毎週火・金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、
順次繰り下げて発行)発 行 人 栃 木 県
郵便番号320-8501 宇都宮市塙田 1 丁目 1 番20号印 刷 所 株式会社泰明グラフィクス
郵便番号321-0169 宇都宮市八千代 2 丁目15番14号

購読料 1 ヶ月 2,900円 (消費税、地方消費税及び送料を含む。)